社会保障審議会 企業年金·個人年金部会説明資料

2019年3月19日 企業年金連合会



I 企業年金連合会の事業と実績

企業年金連合会とは

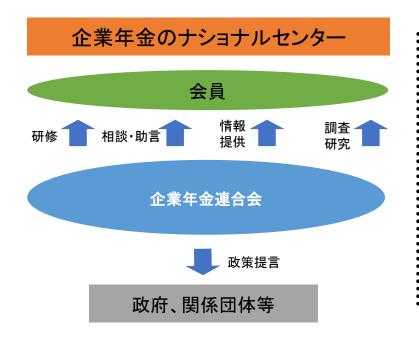
● 昭和42年に厚生年金保険法に基づき厚生年金基金連合会として設立され、平成16年の法律改正 により平成17年10月に企業年金連合会に改組。

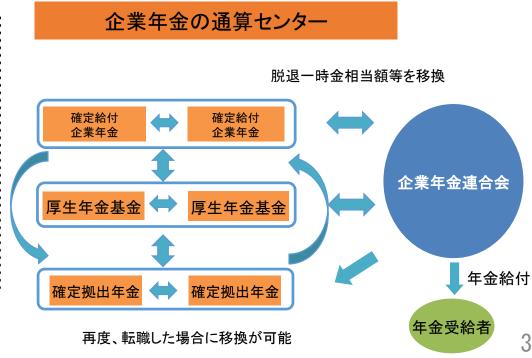
〇企業年金のナショナルセンター

・企業年金制度の健全な発展を図るため会員に向けた研修、情報提供、相談・助言、調査研究や 各種政策提言活動を行っている。

〇企業年金の通算センター

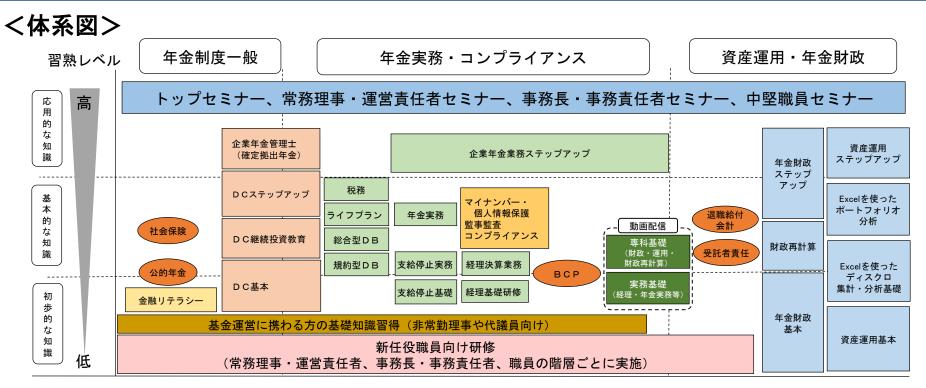
・厚生年金基金、確定給付企業年金の中途脱退者等に対する年金給付を一元的に行い、 企業年金間の年金通算事業を行っている。





企業年金に携わる人材の育成

● 企業年金の制度運営やガバナンスを担う人材を育成するための研修を体系的に実施。



<開催状況>

※ DCの研修など一部の研修は、動画配信による受講も可能

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加人数	3, 314名	3,021名	3, 280名	3, 439名	3, 220名
開催回数	81回	75回	77回	74回	79回

情報提供等による企業年金の支援

● 企業年金の適切な制度運営に資するため、様々な情報提供及び情報開示の支援を実施。

情報提供

- 企業年金の最新情報や統計を 提供
 - •月刊「企業年金」
 - ・企業年金に関する基礎資料
 - ・ホームページ
 - ・メールマガジン
 - ・セミナー
- 企業年金からの照会を受け、 地方公共団体情報システム機 構(J-LIS) の情報(マイナ ンバー等) や日本年金機構の 住所情報等を提供



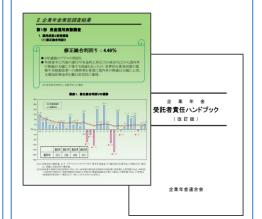
相談•助言

- 会員からの相談等に応じて、 相談・助言を実施
- 規約変更
- 理事会、代議員会の運営
- 資格取得届等の事務処理
- ・経理の仕訳
- 給付の裁定請求
- 政策アセットミクスの見直し
- ・掛金の設定方法
- 企業型DCの導入
- ・継続投資教育の実施
- <利用件数> 3.124件(平成29年度)



調査研究

- 企業年金の資産運用及び 財政・事業運営等を調査
- 企業年金実態調査
- 確定拠出年金実態調査
- ・総合型企業年金アンケート
- ・受託者責任ハンドブック
- AUP実践ハンドブック
- スチュワードシップ検討会 報告書



ホームページの 開設・運営サービス

- 会員の企業年金の ホームページの開設・運営 サービスにより、加入者等 に対する情報開示を支援
- <利用件数> 221件(平成31年3月1日現在)



企業年金のナショナルセンター③

政策提言活動

● 企業年金の持続可能性を高め、利用しやすい制度とするため、各種実態調査や政策委員会における 検討等を踏まえ、政策提言を実施。

主な提言

(DB)

- 財政の健全性維持の観点から、事前積立のための掛金拠出を 可能とすること
- DBとDC双方のメリットを融合した新たな制度
- 総合型DBにおける掛金の滞納への対応(掛金の納付済み期間 をもって支給額を算定など)
- 非継続基準に抵触し、翌々年度から掛金を拠出する場合の翌年 度に発生する追加債務の分割償却を可能とすること
- 非継続基準に用いる予定利率について、①AA格以上の優良社債の金利を勘案する、②予定利率に一定の率(例えば0.5%)を加減して用いることを可能とする、③金融緩和による超低金利期間の影響を除外又は緩和すること 等

(DC)

- 企業型DCにおける加入者本人による掛金拠出 (マッチング拠出)の実現
- 拠出限度額の廃止または引き上げ
- 60歳以上の企業型 D C への加入
- 他の企業年金に加入している会社員や公務員、 専業主婦等の個人型DC加入を認めること
- 運用商品の除外手続きの要件緩和 等 (企業年金制度全体)
- 特別法人税の撤廃
- 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)からの 個人番号の提供 等

実現した事項

(DB)

- リスク対応掛金制度
- リスク分担型企業年金制度
- 掛金の長期滞納など一定の要件を満たした場合に、事業主から の弁明を踏まえ、代議員会の議決を経て、制度から脱退させる ことを可能とする
- 非継続基準に抵触し、翌々年度から掛金を拠出する場合の翌年 度に発生する追加債務の分割償却を可能とする
- 非継続基準に用いる予定利率について、予定利率に一定の率 (0.5%)を加減して用いることができる措置に見直し (厚生労働省においてパブリックコメント実施中) 等

(DC)

- マッチング拠出の導入
- 拠出限度額の引き上げ
- 企業型DCの加入可能年齢の65歳までの引き上げ (同一事業所に引き続き雇用される場合に限る)
- 個人型DC (iDeCo) の加入可能範囲の拡大
- 運用商品の除外手続の要件緩和(全員同意→3分の2同意) (企業年金制度全体)
- 特別法人税の課税停止の延長
- ▶ 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)からの個人番号の提供等

企業年金のナショナルセンター(4)

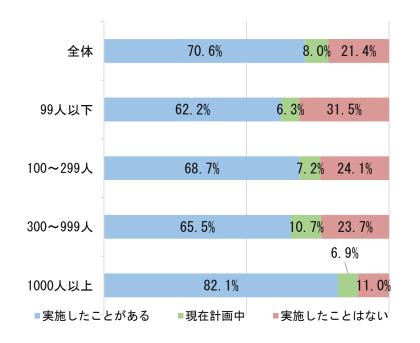
企業型DCの事業主に対する支援

● 継続投資教育をはじめとする企業型DCの課題に対して、継続投資教育事業や研修、ハンドブックの 発行等により事業主の取組を支援。

<継続投資教育の実施状況>

- 導入から一定期間が経過しても、継続投資教育 を実施していない企業が存在する。
- 大企業と比較すると、中小企業において、 継続投資教育の実施率が低い傾向にある。

<継続投資教育の実施率>



<企業型DC向けのサービス>

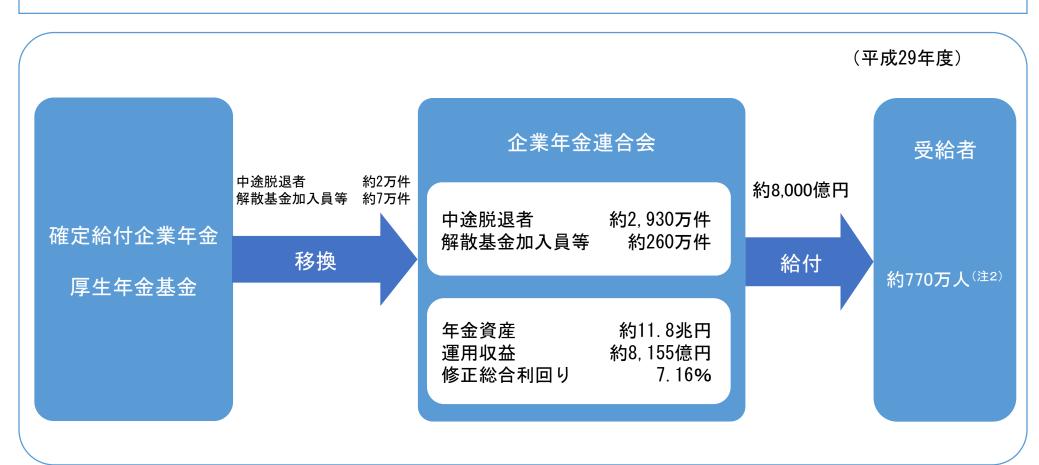
継続投資教育 事業	事業主からの委託を受け、継続投資教育を実施 (方法) (内容) ・eラーニング ・30歳代から40歳代向けセミナー ・訪問セミナー・50歳代向けセミナー ・共同セミナー・投資信託セミナー ・マネープランセミナー
研修	・DC基本研修 ・DC継続投資教育研修 ・DCステップアップ研修
資格認定制度	企業年金管理士(確定拠出年金)
ハンドブック	・制度運営ハンドブック・投資教育ハンドブック・継続教育実践ハンドブック(事例集)
統計	確定拠出年金実態調査
セミナー	各種セミナー ・法律改正への対応 ・継続投資教育 等

(出所)企業年金連合会「2016(平成28)年度 確定拠出年金実態調査結果」(※)

^(※)企業年金連合会の会員及び「確定拠出年金企業型年金承認規約代表企業一覧」 (厚生労働省)から企業型DCを実施している代表事業主を抽出して調査を実施。

企業年金の通算センター

● 企業年金の通算センターとして約3,190万件の中途脱退者等 (注1) の年金記録の管理を行い、 約770万人 (注2) に、年間約8,000億円の給付を行っている。

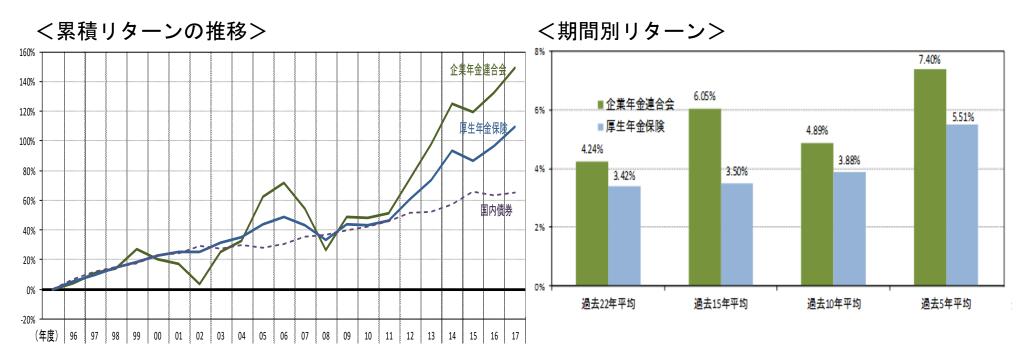


⁽注1)中途退職により、企業年金(確定給付企業年金または厚生年金基金)の加入資格を喪失し、当該企業年金から脱退一時金を受けること ができる者及び解散又は制度終了した企業年金に加入していた者。

⁽注2) 基本年金、代行年金及び通算企業年金の受給者の単純合計。

運用実績と年金財政の状況①

- 企業年金連合会の代行部分の資産運用においては、厚生年金本体の運用利回りの確保が 求められる (※)。
 - (※)企業年金連合会の代行部分の債務である最低責任準備金は、前年度末の最低責任準備金に厚生年金本体の運用利回りによる利息を 付与した額を基に算出される。
- 企業年金連合会の過去の累積リターンは、厚生年金本体を上回る。

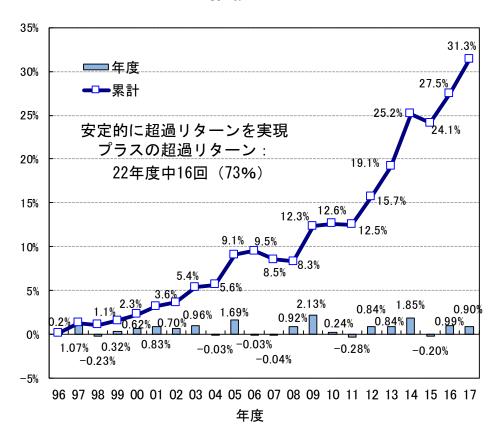


- (注) 資産配分規制(5:3:3:2規制)の適用除外を受けた1996年度からの22年間。 2014年度以降は、通算企業年金を除いた基本年金等に係るリターンのみを計上している。
- 厚生年金基金基本年金経理の積立水準(純資産額/責任準備金)は113.1%(平成29年度末)

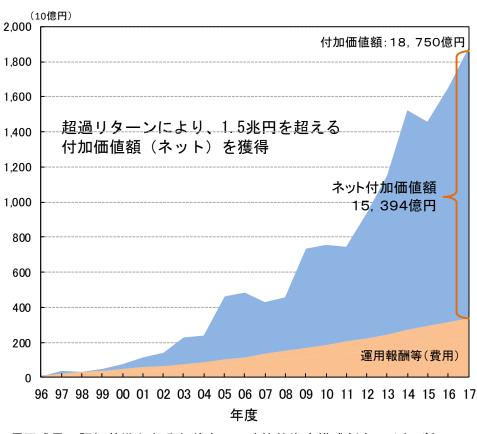
運用実績と年金財政の状況②

● 企業年金連合会は、複合ベンチマークを上回る超過リターンを実現。

<超過リターンの推移>



<付加価値額の推移>



(注)複合ベンチマークとは、複数資産に投資を行うポートフォリオ全体の運用成果の評価基準となる収益率で、政策的資産構成割合にそれぞれの 資産のベンチマーク収益率を加重平均したもの。

超過リターン = 時間加重収益率 - 複合ベンチマークリターン

付加価値額 : 毎年度の元本平均残高に超過リターンを掛け合わせ、翌年度以降の修正総合利回りで計算した累積額 2014年度以降は、通算企業年金を除いた基本年金等に係るリターンのみを計上している。

Ⅱ 今後の企業年金の方向性

企業年金を取り巻く状況の変化とその影響

- 長寿化が進展する中、老後の所得確保の観点から、私的年金への期待が高まっている。
- そうした中、企業年金については、以下の社会経済の状況変化による影響を受けている。

企業年金を取り巻く状況の変化

退職給付会計の導入、 企業の統廃合等を背景とした **企業の考え方の変質** 企業経営のグローバル化 を背景とした **働き方の多様化** 受給権保護の要請や 積立不足の拡大を背景とした **適格退職年金の廃止・ 厚生年金基金の解散**

企業年金への影響

母体企業のバランスシート から年金債務を分離 (DC化の流れ)

企業年金の加入者数の減少

中小企業の企業年金の 空洞化

企業年金の将来を考える視点

企業の視点

変動する経済情勢への対応



企業と加入者等のリスク分担のあり方

長寿化の進展と私的年金の役割



終身年金か有期年金か

雇用の流動化と多様な人材の確保



ポータビリティの拡充

従業員の視点

長期化する老後の所得確保



個人型DC (iDeCo) などの自助努力

生涯現役社会の到来



高齢期における就業期間の延長

資産運用に関する情報の非対称性



投資教育や資産運用に関する情報提供の必要性

DBにおけるリスクへの対応

経済変動への対応

● キャッシュバランスプラン(2002年~)やリスク対応掛金(2017年~)、リスク分担型企業年金(2017年~)を導入し、経済変動に伴うリスクへの対応を講じてきた。

<キャッシュバランスプランの導入状況>

導入している	441件 (57.3%)
導入していない	328件(42.7%)

(出所)企業年金連合会「企業年金実態調査結果と解説 (2017年度)」における回答(無回答を除く) <リスク対応掛金、リスク分担型企業年金の導入状況>

リスク対応掛金	144件		
リスク分担型企業年金	6件		

(2019年3月1日現在)

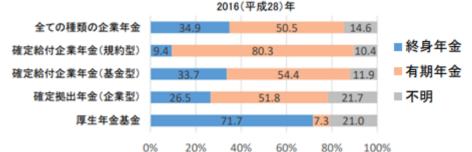
(出所) 厚生労働省調べ

● 企業と加入者等のリスクの共有だけではなく、企業の経営や運用環境の基調に大きな変化があった場合における現役世代と受給者世代の間の給付の公平性を確保するという視点も必要。

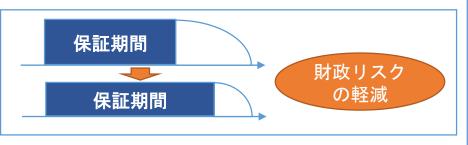
長寿化への対応

- DBは大部分が有期年金となっており、終身年金である公的年金と役割分担をしていくことが考えられる。
- 長寿化を踏まえ、終身年金の保証期間(20年上限)の延伸がリスク対応の面からも有効。

<有期年金と終身年金の実施状況>



<保証期間の延伸>



14

(出所)人事院「民間企業の勤労条件制度等調査(民間企業退職給付調査)」

D C の改善

拠出限度額の拡大、加入可能年齢の上限の引上げ等

- 拠出限度額は、アメリカ、イギリスに比べて極めて低水準であり、 また、加入者の種別等によって細分化されている。
- 拠出限度額は、できるだけ簡素化し、利用しやすい仕組みとするとともに、老後の所得の確保のために十分な水準とする必要がある。
- 加入可能年齢については、高齢期のライフスタイル、働き方の多様化 に対応するため、引上げが必要。

適切な資産形成のための支援

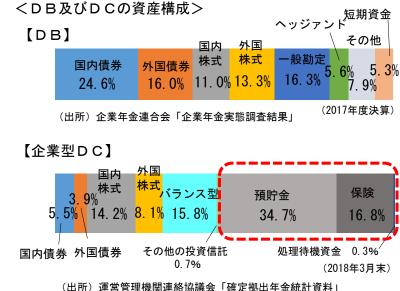
- DBにおいては、様々な商品にバランスよく投資されているが、 企業型DCにおいては、元本確保型商品に偏って投資されている。
- 加入者が適切に投資判断を行えるよう投資教育や情報提供等の支援が 必要。

個人型DCの普及に対応した支援

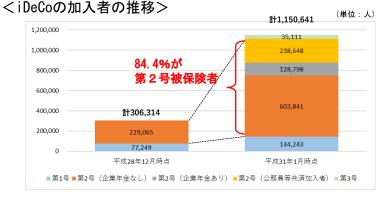
- 個人型DC(iDeCo)の加入者が急増しているが、その大半は 第2号被保険者となっている。
- 企業型DCと個人型DCを一体的に捉え、投資教育など、投資判断を 支援する取組が必要。

DCの受け取り方の選択に関する支援

● 長期化する高齢期における所得確保に資するため、今後、積み上がった資産を単に分割して受け取るのではなく、例えばリスクを減らしながら運用しつつ資産を引き出す標準的な受給方法の設定など、DCからの年金給付のあり方について検討が必要。







(出所) 国民年金基金連合会調べを基に作成

ポータビリティの課題

● 私的年金制度等の間のポータビリティは、制度面の整備が順次行われてきたが、実効性において課題がある。

<ポータビリティの全体像>

移換先 移換元	DB	厚生年金基金	企業型DC	企年連 (通算企業年金)	中小企業 退職金共済	退職金	個人型DC
DB	Δ	Δ	0	0	O(※ 2)	×	0
厚生年金基金	Δ	Δ	0	0	×	×	0
企業型DC	Δ	Δ	0	×	O(※ 2)	×	0
企年連(通算企業年金)	Δ	Δ	0	1	×	×	0
中小企業退職金共済	O(%1+%2)	×	O(%1+%2)	×	1	×	×
退職金	×	×	×	×	×	1	×
個人型DC	Δ	Δ	0	×	×	×	_

- (※1) 中小企業退職金共済に加入している企業が、中小企業でなくなった場合に、資産の移換を認めている。
- (※2) 合併等の場合に限って資産の移換を認めている。
- 注:△は、受換する側の規約で認めている場合のみ可能であるため、実際に移換されるケースは少ないと考えられる。

<ポータビリティの課題>

- 他の企業年金からDBへの移換については、移換先のDBの規約に定めている場合に限られ、 企業のリスク負担の懸念や制度設計上の技術的な理由から規約に規定しているケースは少ない。
 - D B から D B への移換件数 (平成28年度):34規約で314件 (出所)厚生労働省調べ
 - ●他のDBから資産の受入れが可能と規約に規定している規約: 108件中10件(9.3%) (出所)企業年金連合会「総合型企業年金のアンケート調査結果(平成29年度)」
- 中小企業においては、退職一時金をベースに退職給付制度を構築しており、中小企業の従業者に係る老後の 資産形成のための支援が必要。

中小企業等における企業年金の空洞化

企業年金の空洞化

- 中小企業における企業年金実施率は低い。
- 適格退職年金の廃止時(約4割が制度廃止)と同様、厚生年金基金解散時に多くの 企業で制度を廃止。

中小企業の受け皿としての総合型DB

● その中で、総合型DBが中小企業の企業年金の受け皿となっている。

総合型厚生年金基金 466基金 (平成26年3月末)

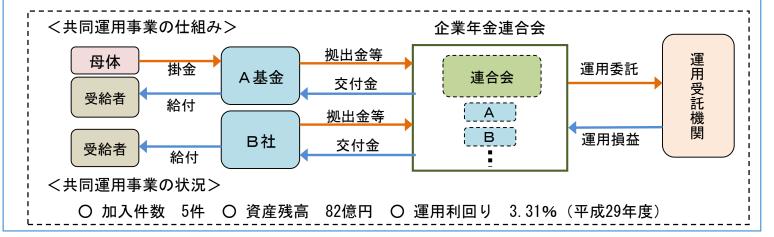


総合型DB 184基金 (平成31年1月末)

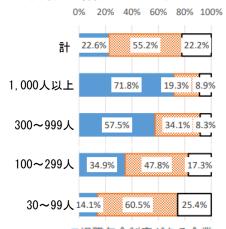
● AUPの導入などによりガバナンスの強化が図られた総合型DBについて、事業主が 利用しやすい環境を整え、中小企業の受け皿として活用していくことを検討すべき。

企業年金連合会の取組

● 企業年金連合会は、共同運用事業、総合型基金の運営に着目した研修や実態調査、 DCの継続投資教育事業等により総合型DBや中小企業における企業年金を支援。



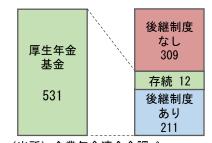
<退職給付制度の実施状況> (企業割合・規模別、2018年)



- ■退職年金制度がある企業
- ☑退職一時金制度のみの企業
- □退職給付制度がない企業

(出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」 を基に作成

<厚生年金基金からの移行状況> 平成26年3月末 平成31年1月末



(出所)企業年金連合会調べ ※分割された厚生年金基金があるため、 合計が一致しない。

関連制度との連携

- 企業年金制度の維持・拡大には、税制・制度両面からの バックアップが不可欠。
- 特別法人税については、時限的に課税が停止されている。
- ●諸外国においては、特別法人税のように運用時に課税している国は少数であり、特に、積立金に課税するといった例は、稀である。
- ●特別法人税の課税を再開することは、給付額の大幅な減少や企業の掛金負担の大幅な増加につながり、企業年金制度そのものの崩壊につながりかねない。今後ますます重要となる私的年金の普及を阻害するものであり、撤廃が必要である。

(参考)企業年金制度研究会報告書①

趣旨等

● 公的年金の中長期的な給付調整の見込、就労期間の長期化、企業年金の加入者のカバー率の低下等の課題を踏まえ、企業年金制度等のあり方について議論するために、 2018年5月から2019年3月まで計7回にわたり研究会を開催。

検討項目

- 1. DB制度の改善
- (1) リスク分担型企業年金とは異なるリスク共有の仕組み
- (2) 受給権保護(積立基準、受給者減額理由等)のあり方
- (3) 保証期間の延伸・連生年金の導入
- (4) バイアウト等のわが国への導入の可能性
- 2. D C制度の改善
- (1)加入可能年齢の上限の引上げ
- (2) 拠出限度額の拡大
- (3) マッチング拠出のあり方
- (4)中途引出(困窮時引出)
- (5) その他(給付の受け取り方法、選択型(給与切出型) DC等)
- 3. 企業年金の望ましい給付水準のあり方
- 4. 退職一時金も対象にしたポータビリティの拡充

(参考)企業年金制度研究会報告書②

まとめ(抜粋)

(1) 企業年金の見直しの方向性

- 企業年金の今後のあり方としては、①長寿化の進展、②経済の変動、③ライフコースの多様化といった今日の社会経済情勢に対応し、高齢期の所得保障の柱となる制度として、「十分性」「持続可能性」「普遍性」を備えたものとして改善していく必要がある。
- ① 長寿化の進展への対応
 - ✓ 公的年金制度の動向も踏まえた加入期間の見直し
 - ✓ DCの拠出限度額の引上げ
 - ✓ 確定年金の保証期間の上限引上げ、連生年金の検討
 - √ 被保険者種別や他の企業年金制度の有無により細分化された 拠出限度額の見直し
 - ✓ 一生涯を通じた拠出限度額の設定
 - ✓ マッチング拠出に係る拠出限度額の整理
- ② 経済の変動への対応
 - ✓ 諸外国の事例を踏まえたリスク共有制度のさらなる活用の ための条件の探求
 - ✓ バイアウトなど、企業財務からリスクを切り離す仕組みの 将来的な検討
 - ✓ 受給権保護に十分配慮した上で、より実効性のある給付減額 の仕組みの導入や最低積立基準額の考え方の見直しの検討

③ ライフコースの多様化への対応

- ✓ DBへの資産移換が極めて限定されている中、個人型DC (iDeCo)の他に活用が考えられる通算企業年金について、 企業型DCや個人型DC(iDeCo)からの資産移換が認められ ていない。
- ✓ 中小企業退職金共済制度について、DB、企業型DC、通算 企業年金、個人型DC(iDeCo)との個人ベースでの資産移換 が認められていないという課題がある。
- ✓ 退職一時金から、DB、企業型DC、通算企業年金、個人型 DC(iDeCo)への原資の移換を、課税関係を発生させること なくできる税制上の措置を講ずべきである。

(2) 関係制度の見直しとの連携

- 現役の間に老後に必要な資産を形成することが必要であり、企業の退職給付制度が一時金であるか年金であるかにかかわらず、 退職後の所得の確保を促す税制等の措置が必要である。
- 特別法人税の仕組みは、企業年金の運用時に課税、特に積立金に 課税するものであり、国際的にも標準とはいえず、課税が復活 するようなことになれば、企業年金制度そのものが崩壊しかねな いため、撤廃が必要である。

(3) 今後の展望

- DBにおいては、さらなるリスク共有の高度化が、企業型DC においては、加入者の選択をサポートする仕組みが必要になると 見込まれる。
- 企業年金を中核として個人型DC (iDeCo) も含め、制度を一体的にとらえ、加入者等の支援を効率的に行うなど、その普及発展を図る必要がある。